

令和5年第3回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和5年9月12日（火曜日）午前10時39分～午前11時2分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第103号 青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第104号 青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について

4 報告事項

- (1) 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」への参画について

○出席委員

委員 長 赤 平 勇 人	委 員 中 村 美津緒
委 員 山 田 千 里	委 員 小豆畑 緑
委 員 竹 山 美 虎	委 員 木 戸 喜美男
委 員 関 貴 光	

○欠席委員

副委員長 工 藤 夕 介

○説明のため出席した者の職氏名

環 境 部 長 佐々木 浩 文	保 健 部 次 長 加 福 拓 志
福 祉 部 長 岸 田 耕 司	市 民 病 院 事 務 局 次 長 今 国 弘
保 健 部 長 千 葉 康 伸	市 民 病 院 事 務 局 次 長 遠 嶋 祥 剛
環 境 部 次 長 泉 宏 明	環 境 政 策 課 長 白 川 清 悦
福 祉 部 次 長 大久保 綾 子	市 民 病 院 事 務 局 総 務 課 長 阿 部 崇
保 健 部 次 長 榊 乃 里 子	関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣	議事調査課主査 木 村 結 衣
議事調査課主査 笹 田 貴 子	

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

本日は、工藤夕介副委員長が体調不良のため欠席となっております。また、本日は、市民病院事務局長が体調不良のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第103号「青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 議案第103号「青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元の議案第103号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきましては、令和5年6月14日に「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」が公布されまして、旅館業法の一部が改正されたことに伴い、旅館業の譲渡に係る旅館業営業者地位承継承認申請手数料を定める等のため、改正しようとするものであります。

次に、「2 改正の経緯」について御説明いたします。

国におきましては、個人事業主の事業承継時の手続の簡素化を進めており、今回、旅館業法の一部改正を行い、旅館業の営業者の地位の承継について、これまで認められていた法人の合併・分割、営業者が死亡した場合の地位の承継に加え、営業者が譲渡する場合を新たに追加いたしました。また、旅館業の施設における感染症の蔓延防止対策の適切な実施等のため、宿泊拒否事由の条項を追加しております。このほか、博物館法の一部を改正し、法律の目的や博物館の事業の見直し、博物館登録制度の見直しなどを行っております。

これらを引用する青森市手数料条例及び青森市旅館業法施行条例におきまして、条項の追加や条項の移動等を調整するために改正するものであります。

「3 改正内容」につきましては、議案第103号関係資料2及び資料3で御説明いたします。

まず、関係資料2の青森市手数料条例の新旧対照表を御覧ください。

青森市手数料条例の「別表（第二条関係）」の「4 許可等手数料」の「番号六十二」につきまして、先程御説明いたしました改正後の旅館業法の譲渡に係る条項を加え、条項ずれを整えます。

以上が、青森市手数料条例の一部改正となります。

続きまして、関係資料3の青森市旅館業法施行条例の新旧対照表を御覧ください。

第3条の「法第三条第三項第三号の条例で定める施設」及び第4条の「法第三条第四項の条例で定める者」につきまして、改正後の旅館業法の譲渡に係る条項を加

え、条項ずれを整えます。

次に、第3条第2号について、博物館法の一部改正による条項ずれを整えます。

次に、第7条の「宿泊を拒むことができる事由」について、条項ずれを整えます。

以上が、青森市旅館業法施行条例の一部改正となります。

関係資料1の2ページ下段、「4 施行期日」に記載しておりますが、本条例の施行期日につきましては、法律の施行日、または、この条例の公布の日のいずれか遅い日を予定しております。また、博物館法を引用しております条項につきましては、公布の日を予定しております。

以上、議案第103号につきまして御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何卒、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 旅館業の施設における感染症の蔓延防止対策等に関する部分について、ちょっと質疑いたします。

「他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したときとする事由が追加された」となっていますが、前にもお聞きしたんですが、これについて、これまでも、旅館業法においては宿泊を拒むことができないとされながらも、聾者の方々が盲導犬を連れてきたりとか、あと、ハンセン病の方が宿泊を拒否されてきたということもあり、これが、しっかりと内容が示されていない中では、捉え方によれば、正当な理由がない限り、協力の求めに応じなければならないとも規定されているので、旅館業者の協力の求めが、患者・宿泊者にとって、事実上、強制になったりする場合もあると考えれば、こういう内容がきっちりと明確にされたガイドラインとかが必要になるということが修正案とかで約束されたと思うんですが、今後、青森市としても、このガイドラインの運用の予定はありますでしょうか。

○赤平勇人委員長 保健部長。

○千葉康伸保健部長 法改正による宿泊拒否の部分につきましての御質疑であります。前回も申し上げましたけれども、この宿泊拒否事由に関しましては、営業者が適切に対処することもあり、国が必要な指針を定めることとなっております。これが、現在、国においては有識者等による検討会を開催しているというふうに伺っております。12月中旬までには指針を作成することとなっておりますので、本市といたしましては国の指針に基づき対応してまいります。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 よろしいですか。

○山田千里委員 はい。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 議案第104号「青森市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第104号関係資料1を御覧ください。

初めに、制定理由についてであります。高齢者の在宅福祉の向上を図ることを目的に平成9年11月に設置した青森市合浦デイサービスセンターについて、指定管理者である一般社団法人慈恵会から事業継続が困難であるとの申出を受け、安定的な事業運営が困難であること及び設備の老朽化等を踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止するため、所要の改正をするものです。

青森市合浦デイサービスセンターの経営状況についてであります。一般社団法人慈恵会は、平成29年4月から指定管理者の指定を受けたものの、平成29年度、令和元年度と赤字となっており、さらに令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症により事業所でクラスターが発生した影響等もあり、利用者数は減少し、年間2000万円以上の赤字が続いている状況となっております。令和4年度からも、指定管理者として、青森市合浦デイサービスセンターによるサービスを提供していただきましたが、利用者は以前の水準には戻っておらず、指定管理者である一般社団法人慈恵会より事業継続が困難であるとの話があったところです。

これらのことを踏まえ、市としても、青森市合浦デイサービスセンターの必要度について検討を進め、廃止という結論に至ったものです。

廃止理由についてであります。利用者数の減少等により毎年度赤字が続いていること、設備等の老朽化が著しく、今後の改修に多額の費用を要すること、デイサービスについては、民間の事業所数が増えてきており、利用者の選択肢が広がっているため、青森市合浦デイサービスセンターの利用者数はコロナ禍前の水準に戻ることが見込めず、安定的な事業運営が困難であることを踏まえ、青森市合浦デイサービスセンターを廃止するものです。

なお、8月1日時点の利用者57名については、他の事業所で受入れが可能な状況となっております。

次のページを御覧ください。

スケジュールについてであります。今定例会で条例改正案について御議決を賜りましたら、10月から12月までの3か月間で利用者・御家族の希望を丁寧にお聞きしながら、利用者の新たな受入先の調整を進めてまいります。廃止日につきましては、規則により、12月29日から年末の休館日となっていることを考慮し、12月29日としております。

改正内容は、条例中の青森市合浦デイサービスセンターに係る規定を削除するものであり、具体的には、3ページ目、議案第104号関係資料2を御覧ください。

第3条の表中、青森市合浦デイサービスセンターの名称及び位置を削除しようとするものです。

前のページに戻っていただいて、「6 施行期日」については、令和5年12月29日としております。

以上、議案第104号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 この合浦デイサービスセンターと同じく指定管理でやっている中央デイサービスセンター、こちらの経営状況はどういう感じになっていそうですでしょうか。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 中央デイサービスセンターは、コロナでの影響もあまり受けておらず、4月時点ですけれども、令和元年度と比較して、若干、1日当たりの利用者は増えている状況になっております。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 そうすると、じゃあ、合浦と中央の差は、利用者数が少ない、同じく、コロナが影響した・しないというのも、場所の問題なのか、内容の問題なのか、どこに、そういう要因があると思いますか。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 合浦デイサービスセンターの経営の部分ですけれども、御覧いただきますと、平成29年度、このあたりから既になかなか、頑張ってはいただいていたんですけれども、どうしても赤字の状態がずっと続いているということになっていましたので、あと、コロナ禍で、一旦、クラスターがちょっと発生しちゃったんですよね。それで、そうなりますと、当然、別なほうに利用者に移るようなこともありましたし、結論から言いますと、合浦デイサービスセンターは、ずっとやって、いろいろ努力していただきましたけれども、やはり、その赤字をどうしても埋め切れなかったというのが要因になろうかと思えます。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 その赤字改善のために努力されていたということではあるんですが、その中で指定管理料というのは適切であったと思いますか。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 当該施設については、利用料金制を取っておりました。それで、どこも、中央もそうなんですけれども、こういった介護の施設については、一般的に、収入で賄うという独立採算性が強い施設として、介護施設が運営されている現状にあります。ですから、この施設についても、利用料金制ということで、経営リスクについては事業者が負うといったことで運営してきたものです。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 それで、今、このデイサービスセンターを廃止するというので、今、公的な要素を含んだデイサービスセンターが1つなくなるということに関しては、民間の施設が増えているというのもあるんですが、民間の施設・事業所が閉鎖されているという事実もありまして、そういう場合、受皿となり、最後のとりでとなる公的部分を含んだデイサービスセンターというのは残していくべきではないかなと思います。それを、また、市で直営という形を取っていくことは考えてはおりませんか。

○赤平勇人委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 当該サービスの施設について、先ほど申しましたけれども、独立採算性が非常に強い施設であります。それで、民間事業者の参入を介護保険制度では取り入れて、準市場としての介護サービスが提供されているような状況になっております。ここに対して、今、例えば、直営で人を集めたりということについてはなかなか難しいと考えております。

以上でございます。

○赤平勇人委員長 山田委員。

○山田千里委員 そういう、なかなか——今、別な分野ですけれども、学校給食に参入している民間業者が潰れたことによって——潰れたというか、運営ができなくなって、いろんなところに支障が出ているということも考えれば、やっぱり、今後、市内においても、この民間の施設、介護事業所などが窮地に陥ることも考えれば、本来であれば、公的な部分を含んだデイサービスセンターというのを残していくべきだと思うし、老朽化といえども、まだまだ使える部分があるんじゃないかなという——利用者さんから聞いても、そんな古いという印象は受けてないという話もありました。

なので、この条例の制定については反対の立場で、今後も、こういう施設は残していくべきだということ、あと、利用者の——今、議会において議決してから、利用者の受入れをやっていくということだったんですけれども、既に利用者の皆さんには話がもう広がっており、自分たちはどこに行けばいいんだろうという不安が広まっていることも考えれば、しっかりと市は対応をしていくべきだと思うし、実効

的部分を含んだデイサービスセンターを残していくべきだということを含んで、私は反対の立場で申しました。

以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。竹山委員。

○竹山美虎委員 質疑ではないです。要望です。

今議会で議決をされると、受入先の調整は10月・11月・12月の3か月しかないので、現在利用されている方の調整を、しっかり本人といろいろ面談の上、対応することを望みます。

以上です。

○赤平勇人委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○赤平勇人委員長 起立多数であります。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○赤平勇人委員長 次に、報告事項に入ります。

『脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動』への参画について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」への参画について御報告申し上げます。

まず、配付資料の1枚目を御覧ください。

1番目に記載しておりますとおり、国では、2050年カーボンニュートラル及び2030年度に2013年度比で温室効果ガス46%削減という目標の実現に向けまして、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を強力的に促すため、令和4年10月に官民連携協議会を設立し、国民運動を開始したところであります。

参考資料が資料2枚目にありますので、御覧ください。

この国民運動であります。衣食住や仕事、移動、買物など、私たちの生活全般にわたります。将来の暮らしの10年後の全体像を明らかにするとともに、国・自治

体・企業・団体等と一緒に、豊かな暮らしづくりを強力に後押しすることで、新たな消費及び行動の喚起、需要の創出等につなげていくものであります。

資料1枚目にお戻りください。

本年7月には、「2 国民運動の愛称」のとおり、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称がデコ活と決定しまして、本年8月であります。先月の8月であります、「3 国民運動のロゴマーク等」のとおり、ロゴマークとメッセージが発表されたところであります。

本市のおきましては、国民運動の趣旨に賛同し、温室効果ガス排出量の削減に向けまして、「4 本市の対応について」のとおり、デコ活推進のため、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」官民連携協議会に参画し、市民及び市内事業者の皆様と一緒に、脱炭素につながる新しい暮らしづくりの実現を目指そうとするものであります。今年度におきまして、デコ活のロゴマーク等の市ホームページや環境フェアでのPR、これらを含めて、脱炭素につながる環境啓発活動を行っていきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)